

令和7年2月26日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

(2分冊の1)

目 次

令和7年3月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部改正について	1頁
議案第17号	一宮市職員定数条例の一部改正について	6頁
議案第18号	一宮市職員等のハラスメント防止に関する条例の制定について	8頁
議案第19号	一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	11頁
議案第20号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	17頁
議案第21号	一宮市職員の給与に関する条例等の一部改正について	19頁
議案第22号	一宮市職員旅費額条例の一部改正について	57頁
議案第23号	一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	70頁
議案第24号	一宮市手数料条例の一部改正について	74頁

(これ以後の議案は、「2分冊の2」に登載)

議案第25号	一宮市民生委員定数条例の一部改正について	
議案第26号	一宮市保育所条例等の一部改正について	
議案第27号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	
議案第28号	一宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
議案第29号	一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	
議案第30号	一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例の廃止について	
議案第31号	一宮市公衆浴場法施行条例の一部改正について	
議案第32号	一宮市歯と口の健康づくり推進条例の一部改正について	
議案第33号	一宮市国民健康保険税条例の一部改正について	

議案第34号	一宮市斎場条例の一部改正について
議案第35号	展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正について
議案第36号	一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部改正について
議案第37号	一宮市市民会館条例及び一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第38号	アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第39号	一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第40号	多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について
議案第41号	三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について
議案第42号	実験台及びドラフトチャンバーの売買契約の締結について
議案第43号	高速液体クロマトグラフ質量分析計の売買契約の締結について
議案第44号	和解及び損害賠償の額の決定について
議案第45号	包括外部監査契約の締結について
議案第46号	市道路線の廃止及び認定について
報告第1号	専決処分の報告について
報告第2号	専決処分の報告について
報告第3号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について
報告第4号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第5号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

議案第16号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市市税条例の一部改正)

第2条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(市民税の申告) 第36条の2 略 2～7 略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業	(市民税の申告) 第36条の2 略 2～7 略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業

所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 2 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別	所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 2 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 略
---	---

土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 略 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第3条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	付 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第5条 法附則第15条の11第1項の改修実演 芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略	第5条 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市職員定数条例の一部改正について

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

医療技術局における医療技師の体制充実、消防職員の隊編成の見直しによる体制充実等に伴い、職員の定数を増員するため、本案を提出する。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の職員においてこれを兼ねることができる。 【別記 参照】 2 略	(職員の定数) 第2条 略 【別記 参照】 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略	
病院事業部の職員	<u>1,261人</u>
略	
消防職員	<u>405人</u>
合計	<u>4,154人</u>

改正案

略	
病院事業部の職員	<u>1,297人</u>
略	
消防職員	<u>414人</u>
合計	<u>4,199人</u>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市職員等のハラスメント防止に関する条例の制定について

一宮市職員等のハラスメント防止に関する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

全ての職員及び議員が、個人としての尊厳を尊重された上で快適に働くことができる職場環境を確立することを目的に、市長、職員及び議員がハラスメントの防止及び排除に関し果たすべき責務について、必要な事項を定めるため、本案を提出する。

一宮市職員等のハラスメント防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、全ての職員及び議員(以下「職員等」という。)が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)第1条に規定する特別職員(市長を除く。)で、本市に勤務するものをいう。
- (2) 職場 職員等がその職務を遂行する場所(出張先その他職員等が通常執務する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にある場所を含む。)をいう。
- (3) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的な言動であって相手に対して不快感を与えるもの又は職場環境を悪化させるものをするをいう。

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害するもの又は職場環境を悪化させるものをするをいう。

ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動又は職員等の妊娠、出産、育児、介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動であって相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与えるもの又は職場環境を悪化させるものをするをいう。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、人格と尊厳を傷つける言動であって相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与えるもの又は職場環境を悪化させるものをするをいう。

(ハラスメントの禁止)

第3条 市長、職員等その他の本市に勤務する全ての者は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、相手に対してハラスメントを行ってはならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、職員に対しハラスメントの防止に関する周知啓発を行い、ハラスメントに対応する相談、調査、審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因して職員の職場環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、自らの発言や行動に対して十分注意し、ハラスメントの被害を防止するとともに、職場の構成員として良好な職場の環境の確立に努めなければならない。

(管理職職員の責務)

第7条 管理職職員は、ハラスメントの防止及び排除のため次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 所属職員の職位、役職、雇用形態、性別、年齢等にかかわらず、互いの人格を尊重し、他の職員を対等なパートナーとして職務を遂行できるように良好な職場の環境を実現すること。
- (2) 所属職員の言動に留意し、ハラスメント又はこれにつながる言動があった場合は、注意を喚起すること。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員の勤務時間制度の改正を踏まえ時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大し、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備し、並びに子育て部分休暇を新設するため、本案を提出する。

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年一宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(育児を行う職員の時間外勤務の免除) 第8条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 略 2 略 3 前条及び前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条中「<u>3歳に満たない子</u>」のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員	(育児を行う職員の時間外勤務の免除) 第8条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 略 2 略 3 前条及び前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>」のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員

が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前条中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間_____とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____

_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

3 介護休暇については、一宮市職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第15条の2 略

が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前条中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、_____介護時間及び子育て部分休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は

老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

3 介護休暇については、給与条例_____第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第15条の2 略

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間_____の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間_____については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。 第17条 略	(子育て部分休暇) 第15条の3 子育て部分休暇は、職員が、6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(負傷又は疾病により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある子に限る。)の通学等の際の送迎をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 3 子育て部分休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。 (病気休暇、特別休暇、介護休暇、_____介護時間及び子育て部分休暇の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、_____介護時間及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。 第17条 略 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から
---	--

	<u>翌年の3月31日までをいう。)</u>において、<u>前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市職員の育児休業等に関する条例(平成4年一宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(部分休業の承認) 第10条 略 2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は同条例____第15条の2第1項の規定による介護時間____の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内	(部分休業の承認) 第10条 略 2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)、<u>勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間又は勤務時間条例第15条の3第1項の子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内

(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。	(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇、同項の介護時間に相当する休暇又は同項の子育て部分休暇に相当する休暇 _____の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3の規定による請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

職員の派遣先団体として、愛知県尾張水害予防組合及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を追加するため、本案を提出する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(法第2条第1項に規定する公益的法人等のうち条例で定めるもの等) 第2条 法第2条第1項に規定する公益的法人等のうち条例で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(12) 略	(法第2条第1項に規定する公益的法人等のうち条例で定めるもの等) 第2条 略 (1)～(12) 略 (13) <u>愛知県尾張水害予防組合</u> (14) <u>公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</u>
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市職員の給与に関する条例等の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員の給与改正に準じて職員の給与を改正するため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当をいう。 (昇給の基準) 第5条 略 2～4 略 5 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(<u>行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員にあつては、3号給</u>)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 <u>55歳(市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させ</u>	(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当_____及び退職手当をいう。 (昇給の基準) 第5条 略 2～4 略 5 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給_____ _____ _____ _____ _____ とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 <u>次に掲げる</u> _____ _____職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させ

7~9 略
(扶養手当)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(2) ~ (6) 略

_____については1人につき6,500円(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員にあ

(1) 55歳(市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員

7~9 略
(扶養手)

2 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員にあ

つては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(地域手当)

第9条の2 略

- 2 前項の地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6(規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額とする。

3 略

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が

居住するための住宅(市が設置する公舎又は借り受けている建物その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとし

つては、3,500円)_____

_____とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____

_____にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(地域手当)

第9条の2 略

- 2 前項の地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の7(規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額とする。

3 略

(住居手当)

第9条の3 略

(1) 略

- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が居住するための住宅(市が設置する公舎又は借り受けている建物その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとし

て市長が規則で定めるもの 2 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第9条の4 第5条、第8条、第9条の2第3項及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職員特別勤務手当) 第15条の5 市長は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、<u>週休日に勤務した場合(勤務時間条例第4条及び第5条の規定により、任命権者が当該週休日以外の勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある当該週休日に割り振った場合を除く。)</u>又は第14条第2項に規定する休日(次項において単に「休日」という。)に勤務した場合には、規則で定める基準により、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、その<u>勤務したこと</u>に対し、相応の手当その他の給付が別に支給される場合は、この限りでない。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>休日以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4 略 (特定任期付職員業績手当) 第16条の2 特定任期付職員業績手当は、この<u>条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第4項及び第5項の定めるところにより支給する。</u> (退職手当) 第16条の3 略 (管理職手当等の支給方法)	て市長が規則で定めるもの 2 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第9条の4 第5条及び第8条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職員特別勤務手当) 第15条の5 市長は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は第14条第2項に規定する休日(次項において「週休日等」という。)</u>に勤務をした_____ _____場合には、規則で定める基準により、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、その<u>勤務をしたこと</u>に対し、相応の手当その他の給付が別に支給される場合は、この限りでない。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の_____午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4 略 (退職手当) 第16条の2 略 (管理職手当等の支給方法)
---	--

第19条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当の支給方法に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 行政職給料表(第4条関係)

ア 行政職給料表(1)

【別記1 参照】

備考 略

イ 行政職給料表(2)

【別記2 参照】

備考 略

別表第2 医療職給料表(第4条関係)

ア 医療職給料表(1)

【別記3 参照】

備考 略

イ 医療職給料表(2)

【別記4 参照】

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

【別記5 参照】

備考 略

第19条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 行政職給料表(第4条関係)

ア 行政職給料表(1)

【別記1 参照】

備考 略

イ 行政職給料表(2)

【別記2 参照】

備考 略

別表第2 医療職給料表(第4条関係)

ア 医療職給料表(1)

【別記3 参照】

備考 略

イ 医療職給料表(2)

【別記4 参照】

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

【別記5 参照】

備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			

48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			

	105		302, 700	353, 200						
	106		303, 000	353, 600						
	107		303, 300	353, 900						
	108		303, 600	354, 200						
	109		303, 800	354, 700						
	110		304, 200							
	111		304, 600							
	112		304, 900							
	113		305, 100							
	114		305, 300							
	115		305, 600							
	116		306, 000							
	117		306, 200							
	118		306, 400							
	119		306, 700							
	120		307, 000							
	121		307, 400							
	122		307, 600							
	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000

【別記2】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800

47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		
99	249, 500	268, 600	304, 000		
100	249, 700	268, 900	304, 300		
101	249, 900	269, 100	304, 600		
102	250, 200	269, 300	305, 000		

	103	250, 500	269, 600	305, 300		
	104	250, 700	269, 900	305, 700		
	105	250, 900	270, 100	306, 000		
	106		270, 300	306, 400		
	107		270, 600	306, 800		
	108		270, 800	307, 100		
	109		271, 100	307, 300		
	110		271, 400	307, 600		
	111		271, 700	307, 900		
	112		271, 900	308, 100		
	113		272, 100	308, 300		
	114		272, 400	308, 600		
	115		272, 600	308, 900		
	116		272, 800	309, 100		
	117		273, 100	309, 300		
	118		273, 400	309, 600		
	119		273, 700	309, 900		
	120		273, 900	310, 100		
	121		274, 100	310, 300		
	122		274, 300	310, 600		
	123		274, 600	310, 900		
	124		274, 900	311, 100		
	125		275, 100	311, 300		
	126		275, 300	311, 600		
	127		275, 600	311, 900		
	128		275, 900	312, 100		
	129		276, 100	312, 300		
	130		276, 300			
	131		276, 600			
	132		276, 900			
	133		277, 100			
	134		277, 300			
	135		277, 600			
	136		277, 900			
	137		278, 100			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800

【別記3】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		

	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

【別記4】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		

51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200	
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800	
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400	
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800	
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300	
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800	
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300	
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900	
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400	
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000	
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600	
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100	
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600	
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100	
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600	
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900	
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400	
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800	
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200	
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600	
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900		
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100		
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400		
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900		
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200		
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500		
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800		
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200		
86		294, 100	331, 700	352, 500		
87		294, 300	332, 000	352, 800		
88		294, 500	332, 300	353, 100		
89		294, 900	332, 600	353, 500		
90		295, 100	332, 800	353, 800		
91		295, 300	333, 200	354, 100		
92		295, 500	333, 500	354, 400		
93		295, 900	333, 700	354, 700		
94		296, 100	334, 000	355, 100		
95		296, 300	334, 300	355, 500		
96		296, 600	334, 600	355, 900		
97		296, 900	334, 800	356, 400		
98		297, 100	335, 100	356, 800		
99		297, 300	335, 400	357, 200		
100		297, 600	335, 600	357, 600		
101		297, 900	335, 800	358, 100		
102		298, 100	336, 000			
103		298, 300	336, 400			
104		298, 600	336, 600			
105		298, 900	336, 800			
106			337, 200			
107			337, 600			
108			338, 000			
109			338, 200			

員 短 年 時 前 間 再 勤 任 務 用 職		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400
--	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

【別記5】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	

47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600		
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000		
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500		
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900		
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200		
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800		
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300		
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800		
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300		
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900		
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400		
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900		
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300		
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900		
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400		

103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900			
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600				
111	297, 800	328, 800	363, 100				
112	298, 100	329, 100	363, 500				
113	298, 400	329, 400	363, 900				
114	298, 600	329, 800	364, 300				
115	298, 900	330, 100	364, 800				
116	299, 100	330, 400	365, 300				
117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900					
123	301, 300	332, 200					
124	301, 600	332, 500					
125	301, 800	332, 700					
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					
147	308, 200	340, 100					
148	308, 600	340, 500					
149	308, 800	340, 800					
150	309, 000	341, 200					
151	309, 300	341, 600					
152	309, 600	342, 000					
153	310, 000	342, 300					
154	310, 200						
155	310, 400						
156	310, 700						
157	311, 000						
158	311, 300						

	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (給与に関する経過措置) 第12条 略 2～5 略 6 一宮市職員の給与に関する条例第5条第2項、第3項、第5項及び第7項から第9項まで、第8条、第9条の2第3項並びに第9条の3並びに新給与条例第5条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 略	付 則 (給与に関する経過措置) 第12条 略 2～5 略 6 一宮市職員の給与に関する条例第5条第2項、第3項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第8条並びに _____新給与条例第5条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第4条 略 2・3 略 4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市長が規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 <u>第2項の規定による号給の決定、第3項の__規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等) 第5条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第5条の2、	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第4条 略 2・3 略 4 第2項の規定による号給の決定<u>及び第3項の規定による給料月額の決定</u>_____ _____ __は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第5条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第5条の2、

第7条の2、第8条、<u>第9条の3及び第16条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、<u>第15条の5第1項及び第15条の6第2項</u>の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」 とする。	第7条の2、第8条及び第9条の3<u>の3</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項、<u>第15条の6第2項及び第16条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」 とする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年一宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当に係る報酬) 第6条 略 2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。	(地域手当に係る報酬) 第6条 略 2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の7</u>を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当) 第7条 略 2 地域手当の月額、給料の月額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。	(地域手当) 第7条 略 2 地域手当の月額、給料の月額に<u>100分の7</u>を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において第1条の規定による改正前の一宮市職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次条に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の号給(以下「旧号給」という。)に応じて付則別表に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、市長が定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。

(委任)

第7条 付則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付則別表 号給の切替表

ア 行政職給料(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		

54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						

111	107						
112	108						
113	109						

イ 行政職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	

53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	

54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			

111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

一宮市職員旅費額条例の一部改正について

一宮市職員旅費額条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の一部改正により国家公務員等の旅費の支給金額、支給方法等が変更されたことに伴い、一宮市職員についても、これに準じて変更するため、本案を提出する。

一宮市職員旅費額条例の一部を改正する条例

一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>一宮市職員旅費額条例</u>	<u>一宮市職員旅費条例</u>
第1条 一宮市職員に係る旅費額 及びその支給方法は、この条例の定めるところによる。	第1条 一宮市職員に係る旅費の額及びその支給方法は、この条例の定めるところによる。
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 略
(1) <u>旅費額 鉄道賃、車賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料等</u> の額をいう。	(1) 略
(2) 略	(2) 出張 職員が公務のため、一時その在勤庁_____を離れて旅行することをいう。
(3) 出張 職員が公務のため、一時その在勤庁_____を離れて旅行することをいう。	(3) 略
(4) 略	(4) 家族 _____ 職員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
(5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。	(5) 略
(6) 略	(6) <u>旅行役務提供者</u> 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)第2条第8号に規定する旅行者等(以下この号において「旅行者等」という。)であり、かつ、一宮市と旅行役務提供契約(旅行者等が一宮市に対して旅行に係る役務及びカード等(国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第2条第1項第9号に規定する「カード等」をいう。)を旅行者に提供することを約し、

第3条 職員が出張し、又は赴任したときは、<u>別表第1又は別表第1の2に定める旅費額</u>を支給する。 2 <u>旅費額の計算</u>は、最も経済的な通常の経路及び方法による_____。ただし、公務上の必要等やむを得ない場合には、この限りでない。 3 <u>鉄道旅行には鉄道賃、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)</u>旅行には車賃、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃_____を支給する。 4 <u>宿泊料</u>は夜数、食卓料は水路、航空旅行及び夜行列車の夜数、日当は日数に応じて支給する_____。 5 <u>移転料</u>は、赴任に伴い、<u>住所又は居所が移転する職員(市長が定める職員に限る。)</u>に対して<u>行程に応じて支給する</u>_____。 6 <u>扶養親族移転料</u>は、赴任に伴い、<u>扶養親族</u>_____が移転する職員(市長が定める職員に限る_____。))に対して支給する_____。	かつ、一宮市が当該旅行業者等に対して<u>当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。第10条において同じ。)</u>を締結したものをいう。 (旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任したときは、<u>当該職員に旅費</u>_____を支給する。 2 <u>旅費</u>_____は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要等やむを得ない場合には、この限りでない。 3 <u>鉄道旅行には鉄道賃</u>_____、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃、鉄道旅行、水路旅行及び航空旅行以外の移動で市長が定めるものには<u>その他交通費(第7項において「その他交通費」という。)</u>を支給し、その額は、別表第1に定めるとおりとする。 4 <u>宿泊手当は夜数</u>_____に応じて支給し、その額は、別表第1に定めるとおりとする。 5 <u>宿泊費は旅行中の宿泊に要する実費とし、その上限額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する実費の額とする。</u> 6 <u>転居費</u>は、赴任に伴い、<u>転居する</u>_____職員(市長が定める職員に限る。))に対して_____支給し、その額は、当該転居に要する実費(市長が定める期間内に家族が転居する場合の当該転居に要する費用を含む。))とする。 7 <u>家族移転費</u>_____は、赴任に伴い、<u>家族(職員と同居している者に限る。以下この項において同じ。)</u>が移転する職員(市長が定める職員に限る。以下この項において同じ。))に対して支給し、その額は、次に掲げる額
---	---

_____。 第4条 1日の行程がすべて公用車のみによる旅行については、前条第1項の規定にかかわらず、日当は、支給しない。 2 別表第2に定める地への旅行については、前条第1項の規定にかかわらず、日当は、支給しない。 第5条 100キロメートル未満の公用車以外による旅行に係る日当の額は、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める日当の額の2分の1の額とする。 2 1日の行程に公用車による部分と公用車以外による部分とが双方ある旅行に係る日当の額は、公用車以外による部分のみに係る距離をもって計算する。 第6条 1列車の乗車距離が100キロメートル以上の鉄道旅行又は特に命ぜられた鉄道旅行の場合は、特別急行列車(座席指定車両を含む。)又は普通急行列車(座席指定車両を含む。)を利用することができる。 第6条の2 略 2 市長等又は行政委員会委員若しくは委員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第180	とする。 (1) 職員の赴任の際、家族が新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道費、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、宿泊手当の合計額に相当する額 (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族が職員の居住地(赴任後家族が移転するまでの間に、更に別の場所への赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合は、同号の規定に準じて算定した額 8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その上限額は第3項及び第5項に定める額の合計額とする。 (随行職員の旅費) 第4条 略 2 市長等又は行政委員会委員若しくは委員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第180
--	--

条の5第1項及び第3項に定めるものをいう。)に随行する場合の宿泊料及び食卓料(以下「宿泊料等」という。)は、別表第1__の規定にかかわらず、当該被随行者に支給される宿泊料等と同額とすることができる。

第7条 その日において帰庁できる700キロメートル以上の鉄道旅行については、日当の額は、別表第1の規定にかかわらず、3,600円とする。

第7条の2 移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合
旧在勤庁から新在勤庁までの行程に応じた別表第1の2の定額による額

(2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合
前号に規定する額の2分の1に相当する額。

(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合
前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときにおける同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者(職員に対し、旅行の命令を発する権限を有する者をいう。)は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

第7条の3 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤庁から新在勤庁まで随伴する場合
赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、

条の5第1項及び第3項に定めるものをいう。)に随行する場合の宿泊費

__は、前条第5項の規定にかかわらず、当該被随行者に支給される宿泊費と同額とすることができる。

次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び航空賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び食卓料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額とする。

(2) 前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合(前号の規定に該当する場合を除く。) 扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、同号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定により日当、宿泊料及び食卓料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合における扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。

第8条 旅行中退職した者には、旅行先から帰庁するまでの間、前職相当の旅費額を支給する。ただし、刑事裁判に基づき、又は懲戒処分によって退職した者については、この限りでない。

2 旅行中死亡した者には、前項の規定に準じて旅費額に相当する金額を遺族に支給

(退職者等の旅費)

第5条 旅行中退職した者には、旅行先から帰庁するまでの間、前職相当の旅費を支給する。ただし、刑事裁判に基づき、又は懲戒処分によって退職した者については、この限りでない。

2 旅行中死亡した者には、前項の規定に準じて旅費に相当する金額を遺族に支給

第9条 第3条第1項の規定により、旅費額の支給を受けることができる者が、その出発前に公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行の命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは当該金額のうち、その者の損失となった金額で、市長が定めるものを旅費額として支給することができる。

第11条 視察、講習等のため旅行するとき、
その他必要と認めるときは、旅費額の定額
を減じて、支給することができる。

第12条 外国旅行の旅費額の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に準じて市長がその都度定める。

第6条 第3条第1項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行の命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは当該金額のうち、その者の損失となった金額で、市長が定めるものを旅費として支給することができる。

第8条 市長が

第9条 外国旅行の旅費の支給については、法

第10条 第3条及び第5条から前条までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、職員に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

める。 <u>別表第1(第3条—第5条、第6条の2、第7条関係)</u> 【別記1 参照】 <u>別表第1の2(第3条、第7条の2関係)</u> 【別記2 参照】 <u>別表第2(第4条関係)</u> <u>表略</u>	める。 <u>別表第1(第3条、第4条関係)</u> 【別記1 参照】 <u>別表第2(第3条関係)</u> 【別記2 参照】
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

職名等	鉄道賃	車賃	船賃	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
市長及び副市長	実費	実費	実費	実費	2,800	15,500	3,100
教育長、水道事業等管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、消防長、院長、副院長並びに部長、次長及びこれらに相当する職	実費	実費	実費	実費	2,500	14,500	2,900
課長、専任課長及びこれらに相当する職並びに医師	実費	実費	実費	実費	2,200	13,500	2,700
上記以外の職員(以下「一般職員」という。)	実費	実費	実費	実費	2,000	13,500	2,700

備考 市長及び副市長が特別車両を利用した場合には、特別車両料金を支給する。

改正案

旅費の種類	旅費の金額
鉄道賃	実費
船賃	実費
航空賃	実費
その他交通費	実費
宿泊手当	2,400円

備考 市長及び副市長が特別車両を利用した場合には、特別車両料金を支給する。

【別記2】

現行

区分	移転料							
	鉄道50キ ロメートル未 満	鉄道50キ ロメートル以 上	鉄道100 キロメートル 以上	鉄道300 キロメートル 以上	鉄道500 キロメートル 以上	鉄道1,00 0キロメ ートル以 上	鉄道1,50 0キロメ ートル以 上	鉄道2,00 0キロメ ートル以 上
		100キロ メートル未 満	300キロ メートル未 満	500キロ メートル未 満	1,000キ ロメートル 未満	上1,500 キロメー ートル未満	上2,000 キロメー ートル未満	上
副市長、教 育長、水道 事業等管 理者、病院 事業管理 者及び常 勤の監査 委員	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
消防長、院 長、副院 長、部長、 次長、課 長、専任課 長及びこ れらに相 当する職 並びに医 師	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
一般職員	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000

備考 行程に係る距離の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって、鉄道1キロメートルとみなす。

改正案

区分	宿泊費の上限額(1夜につき)	
	市長、副市長、教育長、水道 事業等管理者、病院事業管理 者及び常勤の監査委員(以下 「市長、副市長等」という。)	市長、副市長等以外の職員
東京都、埼玉県、京都府	27,000円	19,000円
福岡県	25,000円	18,000円
千葉県	24,000円	17,000円

神奈川県、新潟県	22,000円	16,000円
香川県	21,000円	15,000円
熊本県	20,000円	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	11,000円	8,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市職員旅費条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出張し、又は赴任する職員のする旅行に適用し、同日前に出張し、又は赴任した職員のした旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条の規定は、施行日以後に退職し、又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職し、又は死亡した場合については、なお従前の例による。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例(平成11年一宮市条例第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(一般の派遣職員に対する旅費の支給) 第8条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、 <u>一宮市職員旅費額条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)に定める赴任の例に準じ、旅費を支給することができる。	(一般の派遣職員に対する旅費の支給) 第8条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、 <u>一宮市職員旅費条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)に定める赴任の例に準じ、旅費を支給することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 5 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>別表</u>のとおりとする。 <u>別表(第3条関係)</u> 【別記1 参照】 備考 1列車の乗車距離が100キロメートル以上である場合において、<u>特別車両を利用したときに限り、特別車両料金を支給する。</u>	(費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 3 <u>宿泊費は旅行中の宿泊に要する実費とし、その上限額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する実費の額とする。</u> <u>別表第1(第3条関係)</u> 【別記1 参照】 備考 特別車両を利用した場合には、<u>特別車両料金を支給する。</u> <u>別表第2(第3条関係)</u> 【別記2 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

鉄道賃	車賃	船賃	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実費	実費	実費	実費	2,800円	15,500円	3,100円

改正案

鉄道賃	船賃	航空賃	その他交通費	宿泊手当 (1夜につき)
実費	実費	実費	実費	2,400円

【別記2】

改正案

区分	宿泊費の上限額(1夜につき)
東京都、埼玉県、京都府	27,000円

福岡県	25,000円
千葉県	24,000円
神奈川県、新潟県	22,000円
香川県	21,000円
熊本県	20,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円
福島県、鳥取県、山口県	11,000円

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(費用弁償) 第2条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、<u>一宮市職員旅費額条例</u>(昭和23年一宮市条例第65号)の規定を準用する。 4・5 略 (実費弁償) 第3条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、証人等に支給する旅費については、<u>一宮市職員旅費額条例</u>(第4条及び第5条を除く。)の規定を準用する。	(費用弁償) 第2条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、<u>一宮市職員旅費条例</u>(昭和23年一宮市条例第65号)の規定を準用する。 4・5 略 (実費弁償) 第3条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、証人等に支給する旅費については、<u>一宮市職員旅費条例</u> _____ の規定を準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年一宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
----	-----

(公務のための旅費に係る費用弁償) 第10条 略 2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>一宮市職員旅費額条例</u>(昭和23年一宮市条例第65号)の例による。	(公務のための旅費に係る費用弁償) 第10条 略 2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>一宮市職員旅費条例</u>(昭和23年一宮市条例第65号)の例による。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市消防団条例の一部改正)

8 一宮市消防団条例(昭和25年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第14条 略 2～4 略 5 前項の旅費の支給については、<u>一宮市職員旅費額条例</u>(昭和23年一宮市条例第65号)及びこれに基づく規則の規定を準用する。この場合において、同条例中「課長、専任課長及びこれらに相当する職並びに医師」とあるのは「団長及び副団長」と、「上記以外の職員」とあるのは「団長及び副団長以外の団員」と読み替えるものとする。	(給与) 第14条 略 2～4 略 5 前項の旅費の支給については、<u>一宮市職員旅費条例</u>(昭和23年一宮市条例第65号)及びこれに基づく規則の規定を準用する。この場合において、同条例中「課長、専任課長及びこれらに相当する職並びに医師」とあるのは「団長及び副団長」と、「上記以外の職員」とあるのは「団長及び副団長以外の団員」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 付則第5項の規定による改正後の一宮市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

一宮市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)の施行に伴い、失業者の退職手当の支給要件の変更、地域延長給付の期間の延長及び条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の退職手当に関する条例(昭和31年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(失業者の退職手当) 第10条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) 職業_____に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める _____日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。 (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当に	(失業者の退職手当) 第10条 略 2～10 略 11 略 (1)～(3) 略 (4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

<u>ついて同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 15～17 略 付 則 1～6 略 7 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。 8～16 略	15～17 略 付 則 1～6 略 7 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。 8～16 略
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した退職手当条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

コンビニ端末を利用した自動交付サービスに係る住民票の写し等に関する交付手数料及び納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料を減額する特例期間を延長し、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の一部改正に伴い確認申請又は計画通知手数料等の区分及び額の一部を変更し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い建築物エネルギー消費性能基準適合の認定申請手数料を廃止し、建築基準法の一部改正に伴い条文の整理を行い、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の一部改正に伴い宅地造成工事及び土石の堆積工事許可申請手数料等を新設し、並びに条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(手数料の種類、金額等)	(手数料の種類、金額等)
第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第3条 略
(1)～(32) 略	(1)～(32) 略
(33) 確認申請又は計画通知手数料 1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	(33) 略
ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定するものである場合 次の表に掲げる床面積の合計(規則で定めるところにより算定した床面積の合計をいう。以下この号アにおいて同じ。)の区分に応じ、同表に定める額	ア 略
【別記1 参照】	【別記1 参照】
イ・ウ 略	イ・ウ 略
(34) 完了検査申請又は完了通知手数料 1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	(34) 略
ア 建築基準法第7条第1項又は第18条第16項に規定するものである場合 次の表に掲げる床面積の合計(規則で定めるところにより算定した床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)の区分に応じ、同表に定める額	ア 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項に規定するものである場合 次の表に掲げる床面積の合計(規則で定めるところにより算定した床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)の区分に応じ、同表に定める額
【別記2 参照】	【別記2 参照】
イ 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項に規定するものである場合 41,000円(小荷物専用昇降機については、23,000円)	イ 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項に規定するものである場合 41,000円(小荷物専用昇降機については、23,000円)
ウ 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第87条の4にお	ウ 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第87条の4にお

いて準用する同法第7条第1項又は第18条第16項に規定するものである場合

29,000円

- (35) 建築基準法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料 1件につき次の表に掲げる床面積の合計(規則で定めるところにより算定した床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)の区分に応じ、同表に定める額

【別記3 参照】

- (36) 建築基準法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査申請又は特定工程終了通知手数料 1件につき次の表に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額

【別記4 参照】

- (37) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき120,000円

- (38)～(70)の3 略

いて準用する同法第7条第1項又は第18条第20項に規定するものである場合

29,000円

- (35) 建築基準法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料 1件につき次の表に掲げる床面積の合計(規則で定めるところにより算定した床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)の区分に応じ、同表に定める額

【別記3 参照】

- (36) 建築基準法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく中間検査申請又は特定工程終了通知手数料 1件につき次の表に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額

【別記4 参照】

- (37) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき120,000円

- (38)～(70)の3 略

- (70)の4 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)第12条第1項の規定に基づく宅地造成工事許可申請手数料 1件につき次の表に掲げる土地の面積の区分に応じ、同表に定める額

【別記5 参照】

- (70)の5 盛土規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成工事に関する変更許可申請手数料 1件につき次に掲げる額を合算した額(当該合算した額が660,00

0円を超えるときは、660,000円)

ア 設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)である場合 土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土地の面積、土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土地の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の追加に係る変更である場合 新たに追加される土地の面積に応じ、前号に規定する額

ウ ア及びイ以外の変更である場合 12,000円

(70)の6 盛土規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積工事許可申請手数料 1件につき次の表に掲げる土地の面積の区分に応じ、同表に定める額

【別記6 参照】

(70)の7 盛土規制法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積工事に関する変更許可申請手数料 1件につき次に掲げる額を合算した額(当該合算した額が132,000円を超えるときは、132,000円)

ア 設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)である場合 土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土地の面積、土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土地の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の追加に係る変更である場合 新たに追加される土地の面積に応じ、前号に規定する額

ウ ア及びイ以外の変更である場合 12,000円

(70)の8 盛土規制法第18条第1項の規定(盛土規制法第15条第2項の規定に基づき、都市計画法第29条第1項の許可を受けた宅地造成工事を含む。)に基づく中

(71)～(72)の3の2 略

(72)の4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(以下この号において「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」という。)1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記8 参照】

(72)の5 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(以下この号において「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」という。)1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記9 参照】

間検査申請手数料 1件につき次の表に掲げる土地の面積の区分に応じ、同表に定める額

【別記7 参照】

(71)～(72)の3の2 略

(72)の4 略

【別記8 参照】

(72)の5 略

【別記9 参照】

(72)の5の2 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料(以下この号において「手数料」という。)

1件につき次に掲げる額を合算した額(手数料のうち、適合性確認機関が認めた場合等並びに適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等(建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)に係る申請に係るものを除くものについて、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合にあっては、前号の表に掲げる建築物の区分に応じた手数料の額の欄の規定にかかわらず、同表備考第3項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てて得た額)

ア 前号の表に掲げる建築物の区分に応じ、同表に掲げる手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)

イ 手数料のうち、適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものについて、共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合

3,100円

(イ) 300平方メートルを超え1,000

平方メートル以内の場合 5,300円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000

平方メートル以内の場合 8,700

円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000

平方メートル以内の場合 26,200

円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000

平方メートル以内の場合 41,400

円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000

平方メートル以内の場合 52,300

円

(キ) 25,000平方メートルを超える

場合 65,400円

ウ 手数料のうち、適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸に係る申請に係るものについて、非住宅部分

がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についてのイ(ア)から(キ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(キ)までに定める額
エ 手数料のうち、適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものについて、共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(ア) 300平方メートル以内の場合
30,100円
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 38,300円
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 50,300円
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 80,500円
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 104,600円
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 125,500円
(キ) 25,000平方メートルを超える場合 146,900円
オ 手数料のうち、適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸に係る申請に係るものについて、非住宅部分がある場合(非住宅部分の

全部の用途が工場等である場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合

12,100円

(イ) 300平方メートルを超え1,000

平方メートル以内の場合 15,500

円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,00

0平方メートル以内の場合 20,600

円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,00

0平方メートル以内の場合 34,400

円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,0

00平方メートル以内の場合 45,50

0円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,

000平方メートル以内の場合 54,9

00円

(キ) 25,000平方メートルを超える

場合 64,800円

カ 手数料のうち、適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸に係る申請に係るものについて、非住宅部分がある場合(オに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合

24,300円

(イ) 300平方メートルを超え1,000

平方メートル以内の場合 31,100

円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 41,300

円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 68,800

円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 91,10

0円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 109,900円

(キ) 25,000平方メートルを超える場合 129,600円

キ 手数料のうち、適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸に係る申請に係るものについて、非住宅部分がある場合(オ及びカに規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合 62,600円

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 78,700

円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 101,90

0円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 147,70

0円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 183,5

00円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,

(72)の6 略

(72)の7 建築物省エネ法

第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」という。) 1の建築物につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記10 参照】

(72)の8 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」という。) 1の建築物につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記11 参照】

000平方メートル以内の場合 217,500円

(キ) 25,000平方メートルを超える場合 249,100円

(72)の6 略

(72)の7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号から第72号の10の2までにおいて「建築物省エネ法」という。) 第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」という。) 1の建築物につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記10 参照】

(72)の8 略

【別記11 参照】

(72)の8の2 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料(以下この号において「手数料」という。) 1件につき次に掲げる額を合算した額(手数料のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等(建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)に係る申請に係るものを除くものについて、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合にあつては前号の表に掲げる建築物の区分に応じた同表に掲げる手数料の額の欄の規定にかか

わらず、同表備考第3項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物(軽微な変更があるものに限る。)についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの号の規定により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額)

ア 前号の表に掲げる建築物の区分に応じ、同表に掲げる手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)

イ 手数料のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものについて、共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合

3,100円

(イ) 300平方メートルを超え1,000

平方メートル以内の場合 5,300円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000

平方メートル以内の場合 8,700

円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 26,200円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 41,400円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 52,300円

(キ) 25,000平方メートルを超える場合 65,400円

ウ 手数料のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸に係る申請に係るものについて、非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についてのイ(ア)から(キ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(キ)までに定める額

エ 手数料のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものについて、共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合 30,100円

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 38,300円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 50,300円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 80,500円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 104,600円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 125,500円

(キ) 25,000平方メートルを超える場合 146,900円

オ 手数料のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸に係る申請に係るものについて、非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合 12,100円

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 15,500円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 20,600円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 34,400円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 45,500円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 54,900円

(キ) 25,000平方メートルを超える場合 64,800円

カ 手数料のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸に係る申請に係るものについて、非住宅部分がある場合(オに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合

24,300円

(イ) 300平方メートルを超え1,000

平方メートル以内の場合 31,100

円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000

平方メートル以内の場合 41,300

円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000

平方メートル以内の場合 68,800

円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000

平方メートル以内の場合 91,100

円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000

平方メートル以内の場合 109,900

円

(キ) 25,000平方メートルを超える

場合 129,600円

キ 手数料のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸に係る申請に係るものについて、非住宅部分がある場合(オ及びカに規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

(72)の9 建築物省エネ法第41条第2項の
規定に基づく建築物エネルギー消費性
能基準適合の認定申請手数料(以下この
号において「建築物エネルギー消費性能
基準適合認定申請手数料という。) 1
件につき次の表に掲げる区分に応じ、同
表に定める額

【別記12 参照】

(72)の10 建築物省エネ法第12条第1項の
規定に基づく建築物エネルギー消費性
能基準の適合判定申請手数料 (以下こ
の号において「建築物エネルギー消費性
能適合判定手数料」という。) 1件に
つき次の表に掲げる区分に応じ、同表に
定める額

【別記13 参照】

れ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内の場合

62,600円

(イ) 300平方メートルを超え1,000

平方メートル以内の場合 78,700

円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,00

0平方メートル以内の場合 101,90

0円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,00

0平方メートル以内の場合 147,70

0円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,0

00平方メートル以内の場合 183,5

00円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,

000平方メートル以内の場合 217,

500円

(キ) 25,000平方メートルを超える

場合 249,100円

(72)の9 削除

(72)の10 建築物省エネ法第12条第1項の
規定に基づく建築物エネルギー消費性
能基準の適合性判定申請手数料(以下こ
の号において「建築物エネルギー消費性
能適合性判定手数料」という。) 1件に
つき次の表に掲げる区分に応じ、同表に
定める額

【別記13 参照】

(72)の10の2 建築物エネルギー消費性能
確保計画の軽微な変更に関する証明書
交付手数料 1件につき次に掲げる区分

に応じ、それぞれ次に定める額(共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合においては、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの号の規定により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額)

ア イ及びウ以外の場合 前号の表に掲げる建築物の区分に応じ、同表に掲げる手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)

イ 非住宅の全部の用途が工場等である場合 前号の表に掲げる建築物の区分に応じた手数料の額の欄の規定にかかわらず、同表備考第1項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)

ウ 建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。)が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物省エネ法第30条第1項

(72)の11～(77) 略 付 則 1～4 略 (令和4年12月21日から<u>令和7年3月31日</u>までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例) 5 令和4年12月21日から<u>令和7年3月31日</u>までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。 (令和5年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例) 6 令和5年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「200円」とあるのは「100円」とする。	<u>若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合 前号の表に掲げる建築物の区分に応じた手数料の額の欄の規定にかかわらず、同表備考第3項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)</u> (72)の11～(77) 略 付 則 1～4 略 (令和4年12月21日から<u>令和8年3月31日</u>までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例) 5 令和4年12月21日から<u>令和8年3月31日</u>までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。 (令和5年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例) 6 令和5年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「200円」とあるのは「100円」とする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>6,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>41,000円</u>

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>68,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>107,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>155,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>231,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>341,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>610,000円</u>

改正案

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>10,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>59,000円</u>
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	<u>101,000円</u>
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>141,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>207,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>313,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>466,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>836,000円</u>

【別記2】

現行

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>51,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	略
略	

改正案

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>23,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>41,000円</u>
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	<u>55,000円</u>
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	略
略	

【別記3】

現行

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>35,000円</u>
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>50,000円</u>
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	略
略	

改正案

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>27,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>40,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>53,000円</u>
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	略
略	

【別記4】

現行

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>47,000円</u>
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	略
略	

改正案

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>20,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>25,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>48,000円</u>
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	略
略	

【別記5】

改正案

<u>土地の面積</u>	<u>手数料の額</u>
<u>500平方メートル以内のもの</u>	<u>17,000円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>28,000円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>40,000円</u>
<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>58,000円</u>
<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>69,000円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>94,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>149,000円</u>
<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</u>	<u>226,000円</u>
<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</u>	<u>360,000円</u>
<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</u>	<u>510,000円</u>
<u>100,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>660,000円</u>

【別記6】

改正案

<u>土地の面積</u>	<u>手数料の額</u>
<u>500平方メートル以内のもの</u>	<u>12,000円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>14,000円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>17,000円</u>
<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>20,000円</u>
<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>29,000円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>32,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>39,000円</u>
<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</u>	<u>53,000円</u>
<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</u>	<u>74,000円</u>
<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</u>	<u>102,000円</u>
<u>100,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>132,000円</u>

【別記7】

改正案

<u>土地の面積</u>	<u>手数料の額</u>
<u>500平方メートル以内のもの</u>	<u>4,000円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>4,000円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>4,000円</u>
<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>5,000円</u>
<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>7,000円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>7,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>7,000円</u>

20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	11,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	19,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	31,000円
100,000平方メートルを超えるもの	44,000円

【別記8】

現行

区分				手数料の額
低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表__ __において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。(72)の7から(72)の10までにおいて「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号、次号及び第72号の7から第72号の9までにおいて「非住宅部分」という。)及び同項に規定する住宅部分(以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において同じ。)の住宅部分に係るもの	申請に係る戸数が1のもの	略
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	略
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	略
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの	略
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	略
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	略
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	略
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	略
			申請に係る戸数が301以上のもの	略
			略	
			略	
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下	19,100円	

	この号、次号及び第72号の7から第72号の10までにおいて「建築物省エネ法基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			
	略			
共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が	1棟の戸数が1のもの	19,100円
		建築物省	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	35,900円
		エネ法基		
		準省令第1	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	51,900円
		0条第2号		
		イ(2)及び	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	74,600円
		ロ(2)に定		
		める基準	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	112,600円
		に係るも		
		のである	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	170,300円
		もの	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	242,600円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	313,400円
		1棟の総戸数が301以上のもの	356,500円	
	略			
	略			
その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	略		
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		121,300円
		略		

備考

1 略

2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 略

(2) 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部が建築物省

エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

(3) 非住宅部分がある場合(2) _____に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

改正案

区分			手数料の額
低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表並びに第72号の5の2において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号から第72号の10までにおいて「建築物省エネ法基準省令」という。))第1条第1項第1号に規定する非住宅部分(以下この号から第72号の5の2まで、第72号の7から第72号の8の2まで、第72号の10及び第72号の10の2において「非住宅部分」という。))及び同条第2項に規定する住宅部分(以下この号から第72号の5の2まで及び第72号の7から第72号の8の2までにおいて「住宅部分」という。))を有する建築物をいう。以下この号から第72	1棟の戸数が1のもの
			略
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの
			略
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの
			略
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの
			略
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの
			略
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの
			略
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの
			略
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの
			略
			1棟の総戸数が301以上のもの
			略

		号の5の2まで及び第72号の7から第72号の8の2までにおいて同じ。)の住宅部分に係るもの			
		略			
	略				
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの		27,000円	
		建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		19,100円	
		略			
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が	1棟の戸数が1のもの	27,000円
			建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	53,900円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	75,800円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	108,300円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	157,900円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	230,700円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	318,500円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	415,400円
				1棟の総戸数が301以上のもの	481,900円
			全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの	1棟の戸数が1のもの	19,100円
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	35,900円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	51,900円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	74,600円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	112,600円

		のである もの	1棟の総戸数が51以上100 以下のもの	170, 300円
			1棟の総戸数が101以上200 以下のもの	242, 600円
			1棟の総戸数が201以上300 以下のもの	313, 400円
			1棟の総戸数が301以上の もの	356, 500円
		略		
		略		
		略		
その他の建 築物	建築物全体が建築物 省エネ法基準省令第 10条第1号イ(2)及び ロ(2)に定める基準 に係るものであるも の	略		
		建築物の延べ面積が300平 方メートルを超え1, 000平 方メートル以内のもの	121, 000円	
		略		
		略		

備考

1 略

- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 略

- (2) 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第10条第1号に規定する工場等(以下「工場等」という。)である場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 47,500円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 60,500円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 79,600円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 128,900円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 168,400円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 202,300円

キ 25,000平方メートルを超える場合 237,400円

- (3) 非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

(4) 非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

- 3 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等(複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。)又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。

【別記9】

現行

区分				手数料の額	
略					
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			10,100円
		略			
		略			
	共同住宅等	略			
		建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	10,100円
				1棟の総戸数が2以上5以下のも	19,000円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	27,700円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	40,200円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	61,300円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	93,900円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	135,200円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,200円
				1棟の総戸数が301以上のもの	197,000円

		略
	略	
略		
備考		
1 略		
2 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。		
(1) 略		
(2) 非住宅部分がある場合(_____非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア～キ 略		
(3) 非住宅部分がある場合((2)_____に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア～キ 略		

改正案

区分				手数料の額	
略					
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの		14, 100円	
		建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		10, 100円	
		略			
	共同住宅等	略			
		建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又	1棟の戸数が1のもの	14, 100円
				1棟の総戸数が2以上5以下のも	27, 900円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	39, 600円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	57, 000円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	83, 800円

		係るもの	はイ(2)	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	123,900円
			及びロ	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	172,700円
			(1)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	224,700円
			全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が301以上のもの	259,100円
				1棟の戸数が1のもの	10,100円
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	19,000円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	27,700円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	40,200円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	61,300円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	93,900円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	135,200円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,200円
				1棟の総戸数が301以上のもの	197,000円
			略		
		略			
	略				

備考

1 略

2 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 略

(2) 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。)

当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31,100円
 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 41,300円
 エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 68,800円
 オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 91,100円
 カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 109,900円
 キ 25,000平方メートルを超える場合 129,600円

(3) 非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

(4) 非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等(複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。)又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。

【別記10】

現行

区分		手数料の額
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合	略	

すること を証する 書類とし て愛知県 知事が定 めるもの が添付さ れている 場合(以下 この表及 び次号の 表						
において 「計画適 合性確認 機関が認 めた場合 等」とい う。)						
その他の 場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及 びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			19,100円	
		略				
	共同住宅等	建築 物全 体又 は複 合建 築物 の住 宅部 分に 係る もの	全住戸が	1棟の戸数が1のもの	19,100円	
			建築物省 エネ法基 準省令第1 0条第2号 イ(2)及び ロ(2)に定 める基準 に係るも のである もの	1棟の総戸数が2以上5以下の もの	35,900円	
				1棟の総戸数が6以上10以下 のもの	51,900円	
				1棟の総戸数が11以上25以下 のもの	74,600円	
				1棟の総戸数が26以上50以下 のもの	112,600円	
				1棟の総戸数が51以上100以 下のもの	170,300円	
				1棟の総戸数が101以上200以 下のもの	242,600円	
				1棟の総戸数が201以上300以 下のもの	313,400円	

				下のもの	
				1棟の総戸数が301以上のもの	356,500円
				の	
				略	
				略	
その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	略	略	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,300円
				略	
				略	
				略	

備考

1 略

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 略

(2) 非住宅部分がある場合(_____非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

(3) 非住宅部分がある場合((2)_____に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

改正案

区分		手数料の額
建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合す	略	

ると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表、次号の表及び第72号の10の表並びに第72号の8の2において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)					
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの			27,000円
		建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			19,100円
		略			
	共同住宅等	建築物全体又は複	全住戸が	1棟の戸数が1のもの	27,000円
			建築物省エネ法基準省令第1	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	53,900円
			1棟の総戸数が6以上10以下	75,800円	

		合建築物の住宅部分に係るもの	0条第2号	のもの	
			イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が11以上25以下のもの 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 1棟の総戸数が301以上のもの	108,300円 157,900円 230,700円 318,500円 415,400円 481,900円
			全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 1棟の総戸数が301以上のもの	19,100円 35,900円 51,900円 74,600円 112,600円 170,300円 242,600円 313,400円 356,500円
			略		
その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準		略		
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		121,000円
			略		

	に係るもの であるもの 略	
備考		
1 略		
2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。		
(1) 略		
(2) 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。)当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 300平方メートル以内の場合 47,500円		
イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 60,500円		
ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 79,600円		
エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 128,900円		
オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 168,400円		
カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 202,300円		
キ 25,000平方メートルを超える場合 237,400円		
(3) 非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア～キ 略		
(4) 非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア～キ 略		
3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等(複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。)又はその他の建築物に係るものに限る。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額)とする。		
4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物省エネ法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		

ギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

【別記11】

現行

区分					手数料の額
略					
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			10,100円
		略			
	共同住宅等	略			
		建築物全体、	全住戸が建	1棟の戸数が1のもの	10,100円
		建築物全体	築物省エネ	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	19,000円
		及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	27,700円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	40,200円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	61,300円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	93,900円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	135,200円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,200円
				1棟の総戸数が301以上のもの	197,000円
		略			
		略			
		略			

備考

- 1 略
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分 _____ に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 略

(2) 非住宅部分がある場合(_____非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

(3) 非住宅部分がある場合((2)_____に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

改正案

区分				手数料の額	
略					
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの			14,100円
		建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			10,100円
		略			
		略			
	共同住宅等	建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建	1棟の戸数が1のもの	14,100円
			建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	27,900円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	39,600円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	57,000円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	83,800円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	123,900円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	172,700円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	224,700円
				1棟の総戸数が301以上のもの	259,100円
				全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ	1棟の戸数が1のもの
1棟の総戸数が2以上5以下のもの	19,000円				
1棟の総戸数が6以上10以下のもの	27,700円				

		(2)に定める 基準に係る ものである もの	1棟の総戸数が11以上25以下の もの	40,200円
			1棟の総戸数が26以上50以下の もの	61,300円
			1棟の総戸数が51以上100以下 のもの	93,900円
			1棟の総戸数が101以上200以下 のもの	135,200円
			1棟の総戸数が201以上300以下 のもの	174,200円
			1棟の総戸数が301以上のもの	197,000円
		略		
	略			
略				

備考

1 略

2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 略

(2) 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。)

当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31,100円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 41,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 68,800円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 91,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 109,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 129,600円

(3) 非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

(4) 非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～キ 略

- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等(複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。))又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。))について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物(変更がないものを除く。))についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額(当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額)に相当する額を合算した額とする。

【別記12】

現行

区分			手数料の額
建築物省エネ法第2条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合していることを証する書類として愛知県知事が定める	一戸建ての住宅		5,200円
	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの	5,200円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	10,300円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,500円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	29,100円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	48,800円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	87,300円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	138,100円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,400円
		1棟の総戸数が301以上のもの	186,100円
	その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	10,300円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円

<u>ものが添付されている場合(以下この表において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。)</u>		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	218,000円
<u>その他の場合</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に係るもの	19,100円
		その他のもの	37,100円
	<u>共同住宅等</u>	全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの 19,100円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの 35,900円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの 51,900円
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの 74,600円
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの 112,600円
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの 170,300円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの 242,600円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの 313,400円
			1棟の総戸数が301以上のもの 356,500円
		その他のもの	1棟の戸数が1のもの 37,100円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの 74,900円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの 105,400円
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの 148,300円
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの 213,000円
			1棟の総戸数が51以上100以下 305,200円

		<u>のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が101以上200以下</u>	<u>413,500円</u>
		<u>のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が201以上300以下</u>	<u>542,100円</u>
		<u>のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>636,500円</u>
その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	<u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>95,000円</u>
		<u>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>121,000円</u>
		<u>建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>159,300円</u>
		<u>建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>257,900円</u>
		<u>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>336,800円</u>
		<u>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>404,700円</u>
		<u>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>474,800円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの</u>
			<u>248,400円</u>
		<u>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>311,200円</u>
		<u>建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>401,800円</u>
		<u>建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>573,400円</u>
		<u>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>706,300円</u>

		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	952,400円

備考

1 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 10,300円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 87,300円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 138,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 174,400円

キ 25,000平方メートルを超える場合 218,000円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額

2 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 118,500円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 304,500円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 390,900円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 467,200円

キ 25,000平方メートルを超える場合 544,200円

(2) 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 95,000円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円
エ	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	257,900円
オ	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	336,800円
カ	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	404,700円
キ	25,000平方メートルを超える場合	474,800円
(3) 非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア	300平方メートル以内の場合	248,400円
イ	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円
ウ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円
エ	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	573,400円
オ	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	706,300円
カ	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	834,900円
キ	25,000平方メートルを超える場合	952,400円

【別記13】

現行

	区分	手数料の額
建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	121,000円(計画(建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。)の変更に係る場合にあつては、62,300円(軽微な変更にあつては、31,100円))
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円(計画の変更に係る場合にあつては、82,600円(軽微な変更にあつては、41,300円))
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	257,900円(計画の変更に係る場合にあつては、137,700円(軽微な変更にあつては、68,800円))
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円(計画の変更に係る場合にあつては、182,300円(軽微な変更にあつては、91,100円))
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	404,700円(計画の変更に係る場合にあつては、257,900円(軽微な変更にあつては、121,000円))

	<u>0平方メートル以内のもの</u>	0円))
	<u>の</u>	
	<u>床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	404,700円(計画の変更に係る場合にあつては、219,900円(軽微な変更にあつては、109,900円))
	<u>の</u>	
	<u>床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	474,800円(計画の変更に係る場合にあつては、259,300円(軽微な変更にあつては、129,600円))
その他の建築物	<u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの</u>	311,200円(計画の変更に係る場合にあつては、157,400円(軽微な変更にあつては、78,700円))
	<u>の</u>	
	<u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	401,800円(計画の変更に係る場合にあつては、203,800円(軽微な変更にあつては、101,900円))
	<u>の</u>	
	<u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	573,400円(計画の変更に係る場合にあつては、295,500円(軽微な変更にあつては、147,700円))
	<u>の</u>	
	<u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	706,300円(計画の変更に係る場合にあつては、367,100円(軽微な変更にあつては、183,500円))
	<u>の</u>	
	<u>床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	834,900円(計画の変更に係る場合にあつては、435,000円(軽微な変更にあつては、217,500円))
	<u>の</u>	
	<u>床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	952,400円(計画の変更に係る場合にあつては、498,200円(軽微な変更にあつては、249,100円))
備考	1 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する用途に供する建築物である場合における手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。	

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、第72号の7の表建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)の項の規定により算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、第72号の8の表計画適合性確認機関が認めた場合等の項の規定により算出した額とする。

改正案

区分			手数料の額	
一戸建て の住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	27,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この表において「計画」という。)の変更に係る場合にあっては、14,100円)	
		建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	19,100円(計画の変更に係る場合にあっては、10,100円)	
		その他のもの	37,100円(計画の変更に係る場合にあっては、19,200円)	
共同住宅 等	住戸に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	住戸の数(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下この表において同じ。)が1のもの	27,000円(計画の変更に係る場合にあっては、14,100円)
			住戸の数が2以上5以下のもの	53,900円(計画の変更に係る場合にあっては、27,900円)
			住戸の数が6以上10	75,800円(計画の変更に係る場

	以下のもの	合にあつては、39,600円)
	住戸の数が11以上25	108,300円(計画の変更に係る
	以下のもの	場合にあつては、57,000円)
	住戸の数が26以上50	157,900円(計画の変更に係る
	以下のもの	場合にあつては、83,800円)
	住戸の数が51以上	230,700円(計画の変更に係る
	100以下のもの	場合にあつては、123,900円)
	住戸の数が101以上	318,500円(計画の変更に係る
	200以下のもの	場合にあつては、172,700円)
	住戸の数が201以上	415,400円(計画の変更に係る
	300以下のもの	場合にあつては、224,700円)
	住戸の数が301以上	481,900円(計画の変更に係る
	以下のもの	場合にあつては、259,100円)
全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	住戸の数が1のもの	19,100円(計画の変更に係る場
		合にあつては、10,100円)
	住戸の数が2以上5以	35,900円(計画の変更に係る場
	下のもの	合にあつては、19,000円)
	住戸の数が6以上10	51,900円(計画の変更に係る場
	以下のもの	合にあつては、27,700円)
	住戸の数が11以上25	74,600円(計画の変更に係る場
	以下のもの	合にあつては、40,200円)
	住戸の数が26以上50	112,600円(計画の変更に係る
	以下のもの	場合にあつては、61,300円)
	住戸の数が51以上	170,300円(計画の変更に係る
	100以下のもの	場合にあつては、93,900円)
	住戸の数が101以上	242,600円(計画の変更に係る
	200以下のもの	場合にあつては、135,200円)
	住戸の数が201以上	313,400円(計画の変更に係る
	300以下のもの	場合にあつては、174,200円)
	住戸の数が301以上	356,500円(計画の変更に係る
	のもの	場合にあつては、197,000円)
その他のもの	住戸の数が1のもの	37,100円(計画の変更に係る場
		合にあつては、19,200円)
	住戸の数が2以上5以	74,900円(計画の変更に係る場
	下のもの	合にあつては、38,500円)
	住戸の数が6以上10	105,400円(計画の変更に係る
	以下のもの	場合にあつては、54,500円)
	住戸の数が11以上25	148,300円(計画の変更に係る
	以下のもの	場合にあつては、77,100円)

		住戸の数が26以上50以下のもの	213,000円(計画の変更に係る場合にあっては、111,400円)
		住戸の数が51以上100以下のもの	305,200円(計画の変更に係る場合にあっては、161,300円)
		住戸の数が101以上200以下のもの	413,500円(計画の変更に係る場合にあっては、220,600円)
		住戸の数が201以上300以下のもの	542,100円(計画の変更に係る場合にあっては、288,500円)
		住戸の数が301以上のもの	636,500円(計画の変更に係る場合にあっては、336,900円)
共用部分に係るもの	床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの		118,500円(計画の変更に係る場合にあっては、60,300円)
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		149,700円(計画の変更に係る場合にあっては、76,600円)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		195,500円(計画の変更に係る場合にあっては、100,700円)
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		304,500円(計画の変更に係る場合にあっては、161,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		390,900円(計画の変更に係る場合にあっては、209,300円)
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		467,200円(計画の変更に係る場合にあっては、251,100円)
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		544,200円(計画の変更に係る場合にあっては、293,900円)
非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	95,000円(計画の変更に係る場合にあっては、48,600円)
	省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,000円(計画の変更に係る場合にあっては、62,300円)

るもの	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの	159,300円(計画の変更に係る 場合にあつては、82,600円)
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	257,900円(計画の変更に係る 場合にあつては、137,700円)
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	336,800円(計画の変更に係る 場合にあつては、182,300円)
	床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方メ ートル以内のもの	404,700円(計画の変更に係る 場合にあつては、219,900円)
	床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるのもの	474,800円(計画の変更に係る 場合にあつては、259,300円)
	その他のもの	
	床面積の合計が300 平方メートル以内の もの	248,400円(計画の変更に係る 場合にあつては、125,200円)
	床面積の合計が300 平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のもの	311,200円(計画の変更に係る 場合にあつては、157,400円)
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの	401,800円(計画の変更に係る 場合にあつては、203,800円)
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	573,400円(計画の変更に係る 場合にあつては、295,500円)
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	706,300円(計画の変更に係る 場合にあつては、367,100円)

		<u>床面積の合計が</u> <u>10,000平方メートル</u> <u>を超え25,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u>	834,900円(計画の変更に係る 場合にあつては、435,000円)
		<u>床面積の合計が</u> <u>25,000平方メートル</u> <u>を超えるのもの</u>	952,400円(計画の変更に係る 場合にあつては、498,200円)
その他の 建築物	全部が建築物省エネ法基準 省令第1条第1項第1号ロに 定める基準に係るものであ るもの	<u>床面積の合計が300</u> <u>平方メートル以内の</u> <u>もの</u>	95,000円(計画の変更に係る場 合にあつては、48,600円)
		<u>床面積の合計が300</u> <u>平方メートルを超え</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>以内のもの</u>	121,000円(計画の変更に係る 場合にあつては、62,300円)
		<u>床面積の合計が</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>を超え2,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u>	159,300円(計画の変更に係る 場合にあつては、82,600円)
		<u>床面積の合計が</u> <u>2,000平方メートル</u> <u>を超え5,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u>	257,900円(計画の変更に係る 場合にあつては、137,700円)
		<u>床面積の合計が</u> <u>5,000平方メートル</u> <u>を超え10,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u>	336,800円(計画の変更に係る 場合にあつては、182,300円)
		<u>床面積の合計が</u> <u>10,000平方メートル</u> <u>を超え25,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u>	404,700円(計画の変更に係る 場合にあつては、219,900円)
		<u>床面積の合計が</u> <u>25,000平方メートル</u> <u>を超えるのもの</u>	474,800円(計画の変更に係る 場合にあつては、259,300円)
	その他のもの	<u>床面積の合計が300</u> <u>平方メートル以内の</u> <u>もの</u>	248,400円(計画の変更に係る 場合にあつては、125,200円)
		<u>床面積の合計が300</u> <u>平方メートルを超え</u> <u>1,000平方メートル</u>	311,200円(計画の変更に係る 場合にあつては、157,400円)

	以内のもの	
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの	401,800円(計画の変更に係る 場合にあつては、203,800円)
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	573,400円(計画の変更に係る 場合にあつては、295,500円)
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	706,300円(計画の変更に係る 場合にあつては、367,100円)
	床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方メ ートル以内のもの	834,900円(計画の変更に係る 場合にあつては、435,000円)
	床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるのもの	952,400円(計画の変更に係る 場合にあつては、498,200円)

備考

- 1 非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。
- 2 手数料に係る建築物(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分をいう。)が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物省エネ法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び前項の規定にかかわらず、第72号の7の表(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、第72号の8の表)に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料の額の欄に掲げる額に相当する額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住

戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額を合算した額とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第72号の10の表以外の部分の改正規定は公布の日から、同項第70号の4から第70号の6までの改正規定は令和7年5月9日から施行する。